

【質問項目】

1. 臨空団地の分譲状況について
2. 外国人労働者に関する条例制定について（陳情審査）
3. 産業会館の更新（建替）について

【質問本文】

1. 臨空団地の分譲状況について

■質問（しもづる）

私からは、産業立地課のほうに臨空団地の件で二点お伺いいたします。

今回これが上がってきているということは、分譲がさらに進んだということで喜ばしい限りだなと思っているんですが、まず一点目は、今回の分譲後の分譲率を示してください。

そして二点目は、今回上げられている補助の内容について、先ほど前野委員からの質疑に対して、おおむね三五%という答えがありましたけれども、この制度の算定根拠、補助をおおむね三五%としている算定根拠について示してください。

□答弁（産業立地課長）

臨空団地の分譲率のお尋ねですけれども、今回の分譲によりまして、分譲率が三四%となっております。

それから、補助率の考え方ということでございますけれども、企業誘致を進めていく中で、他県といいますか、他の都市とのいろいろな競争ということもございます。それで、周辺の近いところで宮崎や熊本の南部地域の工業用地等の土地の価格とかも参考として、そちらのほうはどういった値段で分譲しているかということも見ながら、そこに近づけるような形でといいますか、ほかと競争していけるというようなことも念頭に入れながら、補助率を設定させていただいているということと、あとは財政事情も絡んでくるんですけれども、そういったところで設定させていただいているというようなことでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

やはり他県との競争がある話で、立地される企業さん側からすれば、鹿児島を含めて、今言われた宮崎とか熊本とかと比較して選ばれるわけですので、その中で選んでいただけるような実質的な価格にしていくという考え方は非常に妥当であり、理解するところです。

そこで、一点お伺いしたいのが、方法は幾つかあって、例えば定価自体を下げる方法もあ

れば、今のやり方は、定価は維持しつつ実質的な負担を下げるためにこのような補助を打っていくということになるかと思えますけれども、このスキームを選んでいる理由、つまり、単純に定価自体を下げるという方法もあるんじゃないかなと思うんですが、この方法を選んでいる理由について示してください。

□答弁（産業立地課長）

土地の価格設定の考え方ということでございますけれども、平成二十五年度まで土地開発公社のほうで持っていたということもございまして、当初、造成費に基づいた単価の設定をさせていただいておりました。ほかの都市部と比べてちょっと高いというようなところでなかなか立地が進まなかったということもございまして、それが平成二十六年から後、県のほうで持つようになりまして、価格の設定につきましても、周辺の土地や、溝辺の空港周辺の土地の価格等も参考としながら、工業用地のほうも価格を設定していったという経緯がございます。

どういう形で売り出していくかというところではあるんですけれども、ある程度、高い価格でも、その立地条件をすぐれた条件ということで選んでいただいて、来ていただけるような企業というのもあると思うんですが、余りにも安く設定し過ぎて、いろいろなところに来るということも、いろいろと検討していく中では出てくると思いますので、どちらのほうがいいかどうかというところは一長一短はあると思うんですけれども、今のところはこういった形で誘致を進めていっているということでございます。最近では物流の関係も、働き方改革とかそういったところもありまして、長距離運転ができないとか、ドライバーの確保が難しいとかというようなこともございまして、どうしても南九州に拠点を設けて事業展開していきたいというようなことでお話が数件来ているところであり、状況もちょっと変わったということで、今しばらくはこういった形で誘致のほうを展開していきたいというふうには考えております。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

もともとは造成原価で売っていて、なかなか高く売れなかった。そういう中を、実質的な価格に揃えたり、もしくは企業から選ばれるような価格に、実質的な負担を揃えていくという考え方は非常に正しいというふうに思っています。

ただ、今お示しいただいた分譲率三四%というところは、まだ三分の二が未分譲であるということになります。もちろん造成原価がかかっているのは確かなんですけれども、空き地のままでと税収だったり雇用だったりを生まないわけですので、今お答えいただいたように、どの業界が魅力に思ってくれるのか、そこはターゲットを絞った上で分譲率を上げる努力をしていただきたいなと思います。以上です。

2. 外国人労働者に関する条例制定について（陳情審査）

■質問（しもづる）

私からは、本陳情について二、三点確認したいと思います。

陳情者からは、条例案というものも添付されているわけではありますが、その中で規定されているのを見ますと、一つは、技能実習を行わせようとする個人または法人が国に対して行っている手続について、それを重ねて知事のほうに出させなさいといった規定であったり、もしくは報告徴収、改善勧告の権限を知事に付与することであったり、もしくは、自己が雇用することを目的として技能実習からの離脱を教唆し、幫助した場合には、氏名公表というペナルティーを科すという、大体こういうところででき上がっている条例案なのかなと思うわけなんですけれども、そこで三点伺いたいのが、まず一点目は、技能実習を行わせようとする個人または法人が国に届け出をし、認定を受けるわけなんですけれども、その辺の情報というのは、県として確認するすべをきちんと持っているものなのか、つまり、この条例案にあるように、同じ内容を重複して県に出させなくても、きちんと確認がとれるものなのか。

そして二点目は、報告徴収という、いわゆる立入検査のような権限を付与するというわけなんですけれども、これについて、やはり条例を制定しようとするときには、その根拠法がどこまで条例による、いわゆる横出しだったり、もしくは加重する規定を許容しているかというのがポイントになりますので、この点について法の趣旨をこどのように捉えているのか。

そして三点目は、この条例案を制定しようとする陳情者の趣旨は、いわば実習生を保護しましょうと、劣悪な環境で酷使されるのを防ぎましょうねという趣旨だと理解するんですけども、この禁止行為という第二十条を見ると、なかなかこれは罰則規定を科すには要件が曖昧だろうなというふうに感じるわけなんですけど、その辺の危険性はないのか、見解を示してください。

□答弁（外国人材受入活躍支援課長）

今、三点ほど質問がございましたが、まず前提としまして、現在の技能実習法というのは、入管の関係と労働関係というふうに分野があるということで、法務省と厚生労働省が共管してやっている制度でございまして、いずれも基本的には国の事務ということになるかと思っております。

まず、一点目の質問でございますが、県が、そういった届け出があった場合に知る必要があるかということでございますが、まず、監理団体ができた許可については、これは技能実習機構のホームページで公表されております。あるいは事前に組合等を設立する場合がございますので、そういった場合は我々も関係機関と連携して、こういうところが監理団体を

目指しているというような情報は事前に把握するようにはしております。訓練の技能実習生計画の認定のほうですが、これは基本的に個人ごとにつくるという形になっておりまして、それは今のところは県のほうで把握できるような状況にはなっておりません。

それと二点目が、報告とか徴収とか、法にそういったものが予定されているかどうかということですが、これは国にも確認しておりますし、条文も読んでおりますが、そういう県の条例に委任するような規定はないということをごさいます、国の見解というのも、先ほど申し上げたように条例制定というのを想定しておらず、全国一律の取り扱いを想定しているというようなところでございます。

三番目の禁止行為のところでございますが、実はこの条例案というのは、この禁止行為のところ以外は、ほぼ国の法律に沿ったものと条項がございまして、ここの禁止行為のところオリジナルというような形になっているところでございます。なかなかここも、委員言われましたように、例えばこれを県だけでやって、どういった効果があるのかというような問題もございまして、何かあった場合に、その辺の法的な根拠がどうなのかというようなこともちょっと疑問点があるのかなと思っているような状況でございます。以上でございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。よくわかりました。

意見として申し上げれば、やはり条例でペナルティーを科す、氏名公表というのは刑事罰ではないけれども、何らかのペナルティーには当たるということを考えたときに、何をしたらそれに引っかかるかという要件は明確でなければならない。これは法全般の原則であろうかと思えます。

その中で、実習生の保護というのは非常に重要であるけれども、先ほどお答えもありましたが、この第二十条というのが果たしてその目的を達成できるものなのか、さらに言えば、例えば危惧するのが、本当は別に実習生を害しようとしていない行為でも、この条文に引っかかって公表されるようになっては大変だなという思いを持つところです。以上です。

■取扱意見（しもづる）

本陳情に関しましては、技能実習生の保護という趣旨は理解いたしますけれども、今、説明でありましたとおり、技能実習計画の認定、監理団体の許可及び報告徴収等に関する手続等については、根拠法が全国一律の取り扱いを想定していること。また、自己が雇用することを目的として技能実習からの離脱を教唆し、幫助した場合に、知事が氏名を公表するという罰則に準ずる規定につきましては、そもそも、その罰則規定により目的が達せられるのかということが判然としないこと。また、構成要件が不明確であり、例えば、雇用主がよく働いてくれた実習生に対して、ねぎらいの言葉も含めて「君はよく働いてくれる。うちで働か

んね」と言った場合に該当する危険性もあるのではないかというふうに構成要件の曖昧さを感じるものですから、不採択でお願いいたします。

3. 産業会館の更新（建替）について

■質問（しもづる）

先ほど外菌委員、池畑委員から産業会館の老朽化に伴う建てかえ検討について論議が交わされました。

一点、これは検討してほしいという要望込みなんですけれども、どうしても財源の話というのがついてまわろうかと思いますが、先ほど両先生方から出ましたように、必要性というのは非常に高いだろうというふうに私も考えております。

そこで、一つの可能性として、民間資金の活用ということは考えられないのかなということをご提案しておきたいと思っております。

御存じかもしれませんが、東京の豊島区役所は、老朽化に伴って建てかえるときに、もともと区役所が建っていた池袋駅前の一等地の敷地を民間のディベロッパーに五十年か七十年かの定借で出すことで、そこにマンションかオフィスビルをつくってもらって、そのうちの一部に、もともとあった区役所機能を入れるということで、区のほうの実質負担ゼロで入ると、建てかえが実現するということができました。

ぜひともそういう先進事例を収集して、先ほど両先生方からあったように一等地でありますので、その可能性というものはあるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺の民間資金の活用も含めた、事例収集を含めた幅広い検討をしていただきたいと思っておりますが、もし考えがあったら教えてください。

□答弁（商工政策課長）

今、委員御指摘のとおり、豊島区さんの事例は、区有地をうまく使いまして高層のマンション等も含めた併合施設、合わさった施設をつくりまして、実質負担がほとんどないような形で区の庁舎をつくったという事例がございます。

私どものほうも、そういった他県におきますいろいろな事例につきましては今、情報収集しております。仮に何らか、今後検討するに当たりまして、財源の問題等も含めて考えていく上ではそういった、今、委員御指摘ございました民間のお力をかりるといって、そういったところも含めていろいろな手法、どういうやり方があるかというのは前広に検討してまいりたいと考えております。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

やはり一等地でありますので、そのポテンシャルはあろうかと思しますので、今お答えいただいたように幅広に検討を進めていただきたいと思います。以上です。